

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	売買参加の認定の取消しその他の処分（法令違反に対する監督処分として行うもの）
概要	売買参加者（その代表者又は代理人、使用人その他の従業員を含む。）が大阪市中央卸売市場業務条例、同条例施行規則若しくは同南港市場施行規則又はこれらに基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」といいます。）をしたときは、認定の取消しのほか、行為の中止命令等の措置を講じることがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第69条第3項及び第6項（昭和46年条例第40号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	<p>◎処分の対象となる行為は、大阪市中央卸売市場業務条例、同条例施行規則及び同南港市場施行規則並びにこれらに基づく処分に違反する一切の行為をいいます。</p> <p>◎違反行為を行った売買参加者に対し、次に掲げる処分をすることがあります。</p> <p>(1) 違反行為の中止、変更その他の是正命令 (2) 50,000円以下の過料納付命令 (3) 認定の取消し、6月以内の期間を定めて市場への入場の停止命令</p> <p>◎売買参加者が法人の場合、売買参加者に対する処分に加え、売買参加の業務として違反行為を行ったその代表者、代理人、使用人、従業員等の個人に対し、6月以内の期間を定めた入場の停止を命ずることがあります。</p> <p>◎ただし、違反行為に対し、条例で個別に監督処分が定められている次の行為については、当該規定によることがあります。</p> <p>(1) せり又は入札において不正行為、不当な価格形成等が認められる場合の売買差止め、せり直し又は再入札の命令（条例第49条第1項） (2) 売買取引での不正・不当な行為が事後に認められた場合又は取引参加者との間で買受代金の支払いを怠った場合の6月以内の期間を定めた売買取引への参加差止め（条例第49条第2項）</p> <p>◎処分の量定は、市場の適正・健全な運営への影響の程度、他の取引参加者の不利益の程度、売買参加者の過失の程度その他の事情を総合的に考慮して定めます。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	—